第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十・二五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）

２・３　（略）

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の規則九―四〇の規定は、令和七年四月一日から適用する。

第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の五十一・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十一・五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十四以上（特定管理職員にあつては、百分の六十四以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の四十八（特定管理職員にあつては、百分の五十八）、十二月に支給する場合には百分の五十・五（特定管理職員にあつては、百分の六十・五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の四十六以下（特定管理職員にあつては、百分の五十六以下）、十二月に支給する場合には百分の四十八・五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十八・五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の五十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十九以上）、十二月に支給する場合には百分の五十七以上（特定管理職員にあつては、百分の七十一・五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十六（特定管理職員にあつては、百分の五十三）、十二月に支給する場合には百分の四十八・五（特定管理職員にあつては、百分の五十五・五）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十四以下（特定管理職員にあつては、百分の五十一以下）、十二月に支給する場合には百分の四十六・五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五以下）

２・３　（略）